◇ 論　説 ◇

児童期の性的虐待に起因する PTSD等の発症についての 損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間

松　本　克　美*

目　　次

一　問題の所在
二　児童期の性的虐待被害と PTSD 等の発症
三　３年の短期消滅時効の起算点
四　20年期間の起算点
五　時効・除斥期間の制限
六　立法論的提言
七　お わ り に

一　問題の所在

1　児童の性的虐待問題としての近親姦被害の発見

大人の女性のヒステリー症状の原因に，児童期に父などの近親者による性的虐待被害を受けたことが関係していることを最初に究明したのが，精神分析学の父といわれるジーグムント・フロイト（Sigmund Freud）であったと言われる。彼は，1895（明治28）年に公表した著作（Studien über Hysterie『ヒステリー研究[1)]』）でこのことに言及した。しかし，その１年後に，フロイトは，近親姦被害は女性の父親に対するエディプスコ

＊　まつもと・かつみ　立命館大学大学院法務研究科教授

1）　邦訳として，芝伸太郎訳・フロイト全集・第２巻（岩波書店，2008）。

ンプレックスに由来する妄想であるとして，自己の見解を変更する。性的被害とトラウマの研究のパイオニアであるアメリカの精神科医ジュディス・L・ハーマン（Judith Lewis Herman）は，このことを次のように指摘している[2)]。「もし，彼の患者の言うことが事実であったなら，近親姦は貧しい，精神を病んでいる人びとのみに限って起こる，めったにない虐待ではなく，家父長制家族に広く見られる病であるということになる。家父長制的価値への暗黙の挑戦であることに気づいたフロイトは，父親を性的虐待者であると公に認めることを拒んだ」。

フロイトの研究発表から約半世紀を経て，アメリカでキンゼイ（Alfred Charles Kinsey）による4000人の白人女性を対象とした大規模な調査が行われ，キンゼイレポートとしてまとめられた[3)]。その中では，回答者の１％の女性が，父親ないし継父から性的虐待を受けたというショッキングな結果が明らかになった。しかし，キンゼイは，児童の性的虐待被害が深刻な被害を発生させることを追及することなく，問題は，こうした被害に接した大人たちの過剰な感情的反応にあり，そのことが子どもに悪影響を及ぼすと言う見解を公表した[4)]。

ハーマンによれば，1970年代になり，アメリカにおいて近親姦被害の問題は女性解放運動により３回目の発見をされた。フェミニストが性的抑圧の現実を公にするに従い，強姦，妻への暴力，子どもの性的虐待など，それ以前では禁じられていた，もしくは無視されていた問題がまじめな研究のテーマとなった。今回は，一度表ざたにされた情報は隠蔽されなかった。「なぜなら，最も知識を求めていた人々がそれに気づくようになった

2） ジュディス・L・ハーマン（斎藤学訳）『父―娘　近親姦 「家族」の闇を照らす』（誠信書房，2000。原著の Father-Daughter Incest は1981年の出版である）12頁。本書は，この分野の研究に大きな影響を与えた初期の研究だが，日本への紹介は原著出版から約20年を経てであった。

3） Alfred C. Kinsey, Wardell B. Pomeroy, Clyde E. Martin, and Paus H. Gebhard, Sexual Behaivor in the Human Male (Philadelphia, Saunders, 1948。その翻訳として，永井潜・安藤畫一訳『人間に於ける男性の性行為』上・下（コスモポリタン社，1950）。

4） ハーマン・前掲注（２）15-16頁。

からであり，その人びととは被害者たち自身であった」とハーマンは言う[5)]。1980年代には，ドイツでも，父親から娘に対する性的虐待被害が社会問題化するようになり，被害の告発を集めた書籍『強姦する父[6)]』なども刊行されるようになった。

その中で，近親姦被害という家庭内での問題から，加害者が家庭外の場合やポルノや人身売買などの子どもの性的搾取も含めて，児童の性的虐待（child sexual abuse）という概念が発展していくことになる[7)]。

2　児童の性的虐待

国連が1989年５月に採択し，1994年に日本政府も批准した児童の権利に関する条約（Convention of the Rights of the Child）は，その第19条１項で次のように規定している[8)]。

「締約国は，児童が父母，法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において，あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力，傷害若しくは虐待，放置若しくは怠慢な取扱い，不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上，行政上，社会上及び教育上の措置をとる」（傍点は引用者――以下同様）。この規定にあるように，国際的にも児童を「性的虐待」（英文ではsexual abuse）から保護することが重要な政策課題として意識され，既に

5）　ハーマン・前掲注（２）21頁。

6）　Barbara Kavemann, Ingrid Lohstöter, Väter als Täter, Rowohlt Taschenbuch Verlag Gmbh, Reinbek bei Hamburg, 1984. 原題の直訳は「加害者としての父親たち」であるが，邦訳『強姦する父』として出版されている（バルバラ・カーフェマン，イングリッド・ローシュテーター著（中野京子・五十嵐蕗子訳）『強姦する父』未来社，1992）。

7）　児童への性的虐待が発見されていく過程には子どもと女性の人権の確立のための運動が不可欠であったことを概観するものとして，森田ゆり『子どもへの性的虐待』（岩波新書，2008）第９章（163頁以下）参照。

8）　本規定の意味，日本での政策の実施状況，残された課題等については，喜多明人他編『［逐条解説］子どもの権利条約』（日本評論社，2009）130頁以下参照（19条の執筆担当者は吉田恒雄）。

20年以上がたつ。

日本では，児童の権利条約が国連で採択された1989年に，財団法人日本性教育協会（JASE）が特別セミナー「インセストと児童虐待を考える」を開催している。日本で近親相姦（incest）をテーマにした画期的なセミナーと言われているが，テーマの用語にあるように，このセミナーでは，アメリカで既に定着し始めた child sexual abuse（児童の性的虐待）という用語を使った報告は一つもなかったとされている[9)]。1990年代になって，1980年代にアメリカで児童の性的虐待問題について臨床心理士として各種被害者支援プログラムで働いていた森田ゆりがアメリカの実情を日本に紹介するとともに，日本での被害の掘り起こしを始めた[10)]。その後，児童の性虐待被害の実情，被害の特色，被害者の支援などに関して，多くの著作が発表されている[11)]。

日本では，2000（平成12）年に制定された児童虐待の防止等に関する法

9） 須藤八千代「事例からみた子どもの性的虐待」北山秋雄編『子どもの性的虐待 Child Sexual Abuse その理解と対応をもとめて』（大修館書店，1994）30頁。

10） 森田ゆり編『沈黙をやぶって　子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言　心を癒す教本』（築地書館，1992）。

11） 村本邦子「チャイルド・セクシュアル・アビューズ（子どもへの性的虐待）を考える」福祉と人間科学３号144頁以下（1992），山口遼子『セクシャルアビューズ：家族という他人――広がる性的虐待の実録レポート：性的虐待の章芸的事実』（サンドケー出版局，1994），同『セクシャルアビューズ：家族に壊される子どもたち』（朝日文庫，1999），安藤久美子「児童期の性的被害による Posttraumatic Stress Reaction――一般成人女性の自記式質問紙調査の結果から――」被害者学研究９号（1999）48頁以下，吉田タカコ『子どもと性被害』（集英社新書，2001），森田ゆり『癒しのエンパワメント　性虐待からの回復ガイド』（築地書館，2002），上村順子『「心の傷」を見つめて　女性精神科医のレポート』（新日本出版社，2002），グループ・ウィズネス『子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド』（明石書店，2004），川平那木『性虐待の父に育てられた少女　蘇生への径』（解放出版社，2005），石川瞭子編著『性虐待をふせぐ　子どもを守る術』（誠信書房，2008），柴田朋『子どもの性虐待と人権　社会的ケア構築への視座』（明石書店，2009），森田ゆり『子どもと暴力――子どもたちと語るために』（岩波現代文庫，2011），友田明美『新版　いやされない傷　児童虐待と傷ついていく脳』（診断と治療社，2012），八木修司・岡本正子編著『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援　児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア』（明石書店，2012）など。

律（児童虐待防止法[12]）が，児童（18歳未満の者）の身体に対する暴力や児童の心身の発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置などのネグレクトとともに，「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」を児童虐待の定義に含めている（２条２号）。児童虐待防止法でいう児童虐待は，加害者が「保護者」（親権者，または未成年後見人その他の者で，児童を現に監護する者の場合）に限定している（２条）。児童の性的虐待は，父などの「保護者」によってなされる場合の割合が高いと言われ[13]，また，この場合，加害者が保護者であるだけに被害が発覚しにくい，刑事ないし民事責任を追及しにくいという特殊性がある。しかし，児童に対する性的虐待は，保護者以外の者が加害者になる場合もある（兄，叔父などの親族，近隣の知り合いの男性，見知らぬ男性）。従って，現行の児童虐待防止法のように保護者が加害者の場合の性的虐待だけを取り出して定義するのではなく，加害者を保護者に限定しない児童虐待の定義を普及すべきだとの意見も強く寄せられている[14]。

本稿で問題にするのは，児童虐待防止法上の措置ではなく，児童の性的虐待被害に対する民事責任の問題なので，加害者を保護者に限定しない。また，「虐待」という言葉でイメージされそうな暴力（暴行，脅迫）を伴

12） 日本では1933（昭和８）年に同名の児童虐待防止法が制定されたが，同法は戦後の1947（昭和22）年の児童福祉法の制定に伴い廃止され，現行の児童虐待防止法とは直接の継承関係はない。

13） アメリカのフィンケルホールらによる調査によると，保護者による性的虐待は６～16％，親類縁者による性的虐待は25％，知らない人による性的虐待は，５～15％であるという（David Finkelhor et al., “Sexual Abuse in a National Survey of Adult Men and Women : Prevalence, Characteristics and Risk Factors”, Child Abuse & Neglect, Vol. 14, 1990。その紹介として森田・前掲注（７）８頁以下。

14） 森田・前掲注（７）３頁以下。１歳年上の実の兄から性的虐待行為を受け，兄の子を妊娠した女子中学生の事例の紹介として，大河内千里「性的虐待を受けた児童への支援から――心理士として」非行問題217号（2011）78頁以下。性的虐待を受けて児童養護施設などに保護されたが，保護された施設内でさらに性的虐待を受けた事例が調査対象57人中，33人（58％）にのぼったという報告につき，杉山登志郎「性的虐待への取り組みを」子ども未来2008年11月号10頁。

うような強姦，強制わいせつ被害に限らず，暴行，脅迫を用いないでなされた行為者の欲求を満たすために児童の性器をさわる行為や，自らの性器をさわらせる，見せるなどのすべての性的行為を含むものとして捉える[15)]。加害者が保護者に限定されない結果，スクール・セクシュアルハラスメントの事案として言及される学校での性的虐待[16)]や，児童養護施設等での性的虐待なども含まれる。これらの場合は，「いじめ」と言われている加害者も児童である性的虐待も含まれることになる[17)]。被害者の割合は，後述のように女子が多いが，男子も性的虐待にあうことがあり，しかも，ジェンダーとの関係で，被害にあった男子には女子とはまた異なる深刻な影響が生じると言われている[18)]。

1998（平10）年に性被害に関して日本で初めて行われた大規模な全国調査によると，18歳未満の女子の39.9%，男子の10%，13歳未満の女子の15.6%，男子の５，７％が性的被害を受けているとされている[19)]。アメリカでは，子どもへの性的虐待は３～４人に一人の女子，５～６人に一人の男子に起きているという調査結果も公表されている[20)]。日本の児童相談所が扱った加害者を保護者に限定した性的虐待件数は，2011年（平成23

15） 児童虐待防止法の運用においても児童虐待と定義される性的虐待には，「子どもへの性的行為，性的行為を見せる，性器を触る又は触らせる，ポルノグラフィの被写体にするなど」を含めている（厚生労働省「子ども虐待対応への手引き」（2009（平成21）年３月31日改正版４頁）。本手引は厚生労働省の HP 上で参照可能である（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv36/dl/02.pdf）。

16） 柳本祐加子は，スクール・セクシュアル・ハラスメントを性虐待の観点から捉えることの重要性を指摘している（柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメント――こどもに対する性暴力，性虐待そして性虐待罪であるという視点を立てる」中京ロイヤー17号19頁以下（2012）。

17） 藤森和美・野坂祐子編『子どもへの性暴力　その理解と支援』（誠信書房，2013）は，小学校男児や中学校男児が学校の休み時間にクラスメイトからズボンを脱がされるなどの性的虐待を受けた事例をあげている（23頁，24頁）。

18） この点を指摘するものとして，森田・前掲注（７）86頁以下。

19） 子どもと家族の心と健康調査委員会『子どもと家族の心と健康調査報告書』日本性科学情報センター，1999。その紹介として，森田・前掲注（７）７頁。

20） 森田・前掲注（７）７頁以下。

年）度で，1460件であるが[21]，保護者による性的虐待は発覚しにくく，また，保護者以外の児童の性的虐待件数も相当数あると思われるので，この数字は氷山の一角に過ぎない。

3　児童の性的虐待をめぐる法的争点としての消滅時効・除斥期間問題

児童の性的虐待（child sexual abuse）についての1970年代以降のアメリカを中心とした臨床心理における研究は，児童期の性的虐待が被害を受けたその時期だけではなく，成人になった後も，後述するように様々な深刻な心身への被害を与え続け，その後の人生をも左右する重大な影響を与え続けることを明らかにしてきた[22]。アメリカではすでに，1980年代から児童期の性的虐待について民事上の損害賠償責任を追及する訴訟も多発するようになったと言われている。その中で，大きな争点となったのが，時効の問題であったが，被害者支援運動にかかわる弁護士などの立法運動もあり，被害者救済のために時効起算点を遅らせるための立法も各州で進んだと言われている[23]。

21）　厚生労働省 HP 参照（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf）。

22）　ハーマン・前掲注（２）参照。

23）　森田・前掲注(11)癒し59頁以下。カリフォルニア州では，1990年に法改正があり，児童の性的虐待被害に対する民事損害賠償請求権は，被害を受けてから１年以内に提訴しないと時効にかかるとされていたのが，被害を知ってから６年に延長された。この立法提案は，当時すでに被害者の代理人として100件以上の損害賠償請求訴訟にかかわっていたメアリー・ウィリアムズ弁護士が作成したことが紹介されている。なお，後述するように，日本法では，不法行為責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効は，被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年，知らなくても不法行為の時から20年で消滅する（民法724条）。なおイギリスでの出訴期間と児童期の性的虐待をめぐる判例動向について，早稲田大学英米判例研究会「児童への性的虐待に起因する身体傷害訴訟と出訴期限」比較法学29巻１号（1995）157頁以下参照。そこでは，２歳から14歳にかけて義父から性的虐待を受けた女性が，27歳になって損害賠償請求訴訟を提起したところ，未成年の間に受けた傷害についての出訴期限は成年に達した日から進行するとされているので，結局，原告の請求権は，原告が成年に達してから６年で消滅したとした貴族院の判決（スタビングズ対ウェッブ事件貴族院判決　1992.12.16）が紹介され，著者により，事態に即↗

日本でもそのようなアメリカの研究動向や被害者支援運動の影響も受けて，1990年代から児童の性的虐待問題が注目を集めるようになっていくものの，日本では，児童期の性的虐待被害に対する損害賠償請求訴訟は，まだ，数えるほどしかなされていない。判決文が公刊されているものとしては，祖父による孫娘への性的虐待事件がある。これは，原告女性（提訴時23歳）が，産婦人科の医師である祖父から小学校 6 年から19歳になるまで，継続的に強姦を含む性的虐待を受け，PTSD（Post Traumatic Stress Disorder――心的外傷後ストレス障害[24)]）などに罹患したとして不法行

↘した出訴期限の起算点解釈をすべきではないかという問題提起がされている（182頁）。なお，イギリスの消滅時効法全体の概観として，松尾弘「イギリスにおける消滅時効法――伝統と革新の相克」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』（別冊 NBL 122号，商事法務，2008）142頁以下参照。

24） 日本でもよく参照されるアメリカ精神医学会（American Psychiatric Association）の「精神疾患の分類と診断の手引き・第 4 版」（Quick Reference to the Diagnostic Criteria, DSM-IV-TR. 以下，単に DSM-IV と略す）は，PTSD の診断基準を次のように示している。A 外傷的出来事への曝露，患者が，「実際にまたは危うく死ぬないし重傷を負うような，あるいは自分または他人の身体的保全がおびやかされるような，１つまたは複数の出来事を，その人が体験したり，目撃したり，直面した」ことが必要である。そして，その際，患者が「強い恐怖，無力感と戦慄」を感じたことが必要である。B 再体験，次に，「イメージや思考または知覚を含む，出来事の反復的で侵入的かつ苦痛な想起」，「出来事についての反復的で苦痛な夢」，フラッシュバックのように，「外傷的出来事が再び起こっているかのように行動したり，感じたりする」などの外傷的出来事の再体験が少なくとも１つ以上の形で持続していることを要する。C 外傷に関連する刺激の持続的回避と外傷以前にはなかった反応性の麻痺外傷に関連する思考，感情，会話を避けようとする努力や，外傷を思い出させる活動，場所，人物を避けようとする努力，外傷の重要な場面の想起不能など，外傷に関連する刺激を持続的に回避し，外傷以前にはなかった反応性の麻痺が存在することが必要である。D 外傷以前には存在しなかった持続的な覚醒亢進症状，入眠や睡眠維持の困難，怒りの爆発，集中困難，過度の警戒心，過剰な驚愕反応などの持続的な覚醒亢進症状が２つ以上あること。E 症状の持続期間　上述Ｂ，Ｃ，Ｄの症状の持続期間が１か月以上であること。F 機能障害が，臨床上強い苦痛または社会的，職業的，ないし他の重要な領域における機能の障害を引き起こしていること。この間，日本も加盟する WHO（World Health Organization）も，1990年に PTSD の「臨床記述と診断ガイドライン」（ICD-10）を定めている。前述の DSM-IV との違いは，ICD-10 は，「自然災害または人工災害，激しい事故，他人の変死の目撃，あるいは拷問，テロリズム，強姦あるいは他の犯罪の犠牲になること」などの，「ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こ↗

為責任に基づく損害賠償請求をした事案で，東京地裁は請求の一部を認容し，約6000万円（20年間にわたる労働能力喪失79％による逸失利益約3500万円，性的虐待行為に基づく慰謝料1000万円，後遺障害に基づく慰謝料1000万円，弁護士費用500万円）の損害賠償請求を認容した（東京地判2005（平成17）・10・14判時1929号62頁――確定）。

その他，判決文は登載されていないが，中学３年から大学生に至るまでの間にピアノ教師から継続的に性的虐待を受け PTSD などを発症したとして，20歳代の女性が加害者に不法行為に基づく損害賠償を請求した事案で，仙台地裁は，慰謝料800万円，弁護士費用100万の請求を認容する判決を下した（仙台地判 1999（平成11）・7・29[25)]）。また同様に小学５，６年時のピアノ教師による性的虐待につき，札幌地裁は約3900万円の損害賠償

↘すような，例外的に著しく脅威的な，あるいは破局的な性質を持った，ストレスの多い出来事あるいは状況」を要件として，個人生活レベルでも PTSD が生じうることを認めている点で，PTSD の診断基準を緩和している点に特徴がある。なお，DSM-IV は，2013年５月に DSM-V として改訂された。外傷的出来事の中に，「実際に性暴力（sexual violence）に遭う，または危うく性暴力に遭いそうになるような出来事」が加えられている（American Psychiatric Association, Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, DSM-5, p. 271, 2013）。PTSD についてわかりやすく解説したものとして，小西聖子『インパクト・オヴ・トラウマ　被害者相談の現場から』（朝日新聞社，1999），加藤進昌・樋口輝彦『PTSD　人は傷つくとどうなるか』（日本評論社，2001），金吉晴他『PTSD（心的外傷後ストレス障害）』（星和書店，2004），村本邦子「臨床心理学から」二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働　女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』（不磨書房，2006）141頁以下，宮地尚子『トラウマ』（岩波新書，2013）など。PTSD は日本でも1990年代後半から，交通事故訴訟や性暴力被害についての民事損害賠償請求訴訟などで見られるようになり，最高裁次元でも，被害者の PTSD の発症と被告とされた医師の注意義務違反の因果関係の有無について争われたものがある（最判（3）2011（平成23）・4・26 判時2117号３頁――当該事案では因果関係を否定）。また，複数の女性を不法に監禁したことにより PTSD 被害を負わせたことにつき傷害罪の成立を認めた最高裁判決もある（最判（2）2012（平成24）・7・24 刑集66巻８号709頁）。筆者は，日本の交通事故や性暴力等に関して PTSD が問題となった事案をかつて分析したことがある。松本克美「PTSD 被害と損害論・時効論」立命館法学288号32頁以下（2003）。

25）この事案は，セクハラ110番の HP 上で紹介されている（http://110sekuhara.com/saibanrei/sh09.html）。

請求を認容した（札幌地判 2003（平成15）・3・31 法学教室273号134頁――判決時に，原告は30歳代）。

また，いわゆるスクール・セクシュアル・ハラスメントに当たる事例として，金沢市の私立高校在学中に部活動の顧問から体を触られる，抱きしめられるなどの被害を受けたとして，20代の女性が学校を相手に学校の安全配慮義務違反の債務不履行責任に基づき500万円の慰謝料を請求した事案で，学校側が権利行使可能な時から10年の消滅時効（民法166Ⅰ，167Ⅰ）を援用した事案で，金沢地裁は在学中に提訴することは困難なので，本件における権利行使可能な時とは，学校を卒業した日の翌日であり，消滅時効は完成していないとして150万円の請求を認めた（金沢地判 2002（平成14）・6・11 判例集未登載[26]）。

こうした中で，本年 4 月16日に注目すべき判決が釧路地裁で下された。3 歳から 8 歳までの間に叔父による性的虐待を受けたことが原因で PTSD 等に発症したと診断された30代半ばの女性が，PTSD やうつ病などの発症の被害に対して加害者である叔父の不法行為責任に基づく損害賠償を求めて提訴したところ（以下，釧路 PTSD 等事件と略す），PTSD 等は加害行為を受けた当時に既に発症しており，それから20年以上を経て提訴された本件訴訟においては，原告の損害賠償請求権は「不法行為の時から20年」の除斥期間（民法724条後段）が経過しており，消滅したとして，原告の請求が棄却されたのである[27]。原告の訴訟代理人として地元の女性弁護士が奮闘してきたこの訴訟は，その後，性暴力被害や時効・除斥期間問題などに取り組んできた全国の複数の弁護士も原告側代理人に加わり，現

26） 共同通信 47 ニュース 2002 年 6 月 11 日（http: //www. 47news. jp/CN/200206/CN2002061101000388.html）。

27） 釧路地裁2013（平成25）年 4 月16日判決。本判決については，「泣き寝入りを強いるもので，他の被害者にとっても残念な判決」という原告のコメントを載せた新聞報道もなされている（北海道新聞・2013年 4 月17日・朝刊・社会面32頁）。なお筆者は，本件につき，原告側訴訟代理人篠田奈保子弁護士を通じて，時効・除斥期間についての原告側意見書の作成を求められ，本稿と同趣旨の内容の意見書を本年 9 月に札幌高裁に提出した。

在，控訴中であり，その帰趨が注目されている。

本稿では，このように，現在，実務的にも重大な争点となってきている児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間の問題を検討する[28)]。

まず，児童期の性的虐待被害が被害者の心身に及ぼす影響の深刻さについて検討する。そのことは，こうした被害に対して民事の損害賠償請求がなされる場合に，釧路 PTSD 等事件のように，加害行為から長期間を経てようやく提訴に至る場合があるのはなぜかということの要因を明らかにすることにつながる。

次に，こうした被害の特性をふまえて，民法724条前段の「損害及び加害者を知った時から３年」の消滅時効起算点，同条後段の「不法行為の時から20年」期間の起算点について論じることにする[29)]。

二　児童期の性的虐待被害と PTSD 等の発症

1　児童期の性的虐待被害の特色

児童期の性的虐待被害についての研究の発展により，加害当時に被虐待児の心身に重大な影響を及ぼすだけでなく，それが長期間を経て成人後において20年，30年を経ても，深刻な影響を与え続けることがあること，また，脳神経科学の発達により，これらの被害が単に気分や感情の次元に解消される問題ではなく，脳の器質，神経系に生物学的ダメージを与えるこ

28）　もちろん，児童の性的虐待の問題は，強制わいせつ，強姦，暴行，傷害等刑事責任にもかかわる問題であるが，この点は本稿の対象とするところではない。児童虐待と刑事責任の問題については，林弘正『児童虐待　その現況と刑事法的介入・改訂版』（成文堂，2006），同『児童虐待Ⅱ問題解決への刑事法的アプローチ・増補版』（成文堂，2011）等に譲る。

29）　筆者の時効論・除斥期間論全般については，松本克美『時効と正義――消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社，2002），同『続・時効と正義――消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社，2012）を参照されたい（以下，傍点部分で引用する）。

とが明らかになってきている。児童期に性的虐待を受けた被害者は，虐待経験のない者に比べて，うつ病の発症率が著しく高く，虐待が終わって25年を経ていても精神的トラブルに悩まされている者がいることなどが明らかになってきている[30)]。

子ども時代に性的虐待を受けたことのある大人に解離性障害の傾向が非常に大きい[31)]。また，大人になっても PTSD を発症している者があり，児童期の性的虐待とその後の PTSD や解離性同一性障害（dissociative identity disorder: DID）の発症との間の密接な因果関係が指摘されている[32)]。しかも，MRI を使った最近の研究では，子どもの頃に虐待を受けた PTSD 患者では，とくに左半球の海馬が小さくなっていることがわかっており，これは，ストレスホルモンであるコルチゾル（糖質コルチコイド）が慢性的に多量に分泌されると脳内に入り神経系の細胞に直接作用して損傷を与え，それが海馬の形態的変化を引き起こすのではないかと推測されている[33)]。

また，小児期の性的虐待体験が脳梁中央部のサイズ減少と強い関連があり，児童期のいやな体験の記憶が右半球にかたよって蓄積される傾向や児童期の性的虐待経験が視覚野の容積減少を引き起こしているという研究結果もある。このことは，性的虐待を受けた被虐待児の脳，とくに視覚野の

30） この分野で国際的にも注目される最先端の研究を発表している友田の著書・前掲注(11) 13，18頁参照。その他，最近の研究成果の発表として，斎藤学「児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた成人女性にみられる精神障害――解離性同一性障害の発生頻度への注目と彼らへの治療方針についての検討――」アディクションと家族29巻 1 号（2013）30頁以下。35歳の女性患者の治療の過程で，8 歳頃に複数回の性的虐待被害を受けていた記憶を部分人格にとどめ，主人格から切り離していたため，性的虐待の記憶が本人にも潜在化し，重度の社会的適応障害という症状だけが顕在化していた事例の報告として，杉山登志郎「性的虐待のトラウマの特徴」トラウマティック・ストレス 6 巻 1 号（2008）12頁。

31） 友田・前掲注(11)25頁。解離とは，自己の人格が分裂して，虐待を受けている自分を見ているもう一人の自分が見えるなどの体験をすることである。

32） 友田・前掲注(11)55頁。

33） 友田・前掲注(11)61頁。

部分は性的虐待を受けている間の細かい詳細な像を無意識下に視ないようにするように適応していったのではないかと推測されている[34)]。

また，摂食障害，自傷行為，自殺念慮なども児童の性的虐待の結果もたらされる障害，症例として指摘されてきている[35)]。

2　児童期の性的虐待被害が発覚しにくい理由

これらの児童期の性的虐待被害の特色は，児童期の性的虐待被害がなぜ発覚しにくいのか，別の言葉でいうと，なぜ被害を受けた子どもがすぐに加害者以外の大人に被害を告白し，助けを求めないのか，なぜ，加害行為から20年以上を経て PTSD 等の症状などを訴えたりするのかという問題の鍵を与えているともいえる。

従来の研究では，とくに加害者が大人である場合の児童期の性的虐待被害につき被害者が沈黙する理由につき，次のような分析がなされてきた[36)]。

(1)　加害者の巧みな操作

洗脳（２人だけの秘密，他の大人もやっている），喪失（お母さんが知ったら自殺する，他人に知られたら友達がなくなる），分離（誰かに話すと誰もお前を信用しなくなる），未覚醒時（睡眠中，就寝直前，身体的

34）　友田・前掲注(11)76頁。

35）　村本・前掲注(11)159頁以下。本稿の一３で紹介した祖父による性的虐待事件で，東京地裁は，原告が性的虐待の終了から２年を経た時点で医師から，解離性知覚障害，一過性の幻覚（幻聴，幻視），健忘症状，恐怖症，パニック発作，自傷行為，抑うつ状態，退行，気分変調等の神経症状がみられるとの診断を受けたことを認定している。

36）　吉田・前掲注(11)65頁以下。なお山本恒雄「子どもの性暴力被害」八木・岡本編著・前掲注(11)18頁以下は，子どもの性暴力被害がなぜ発覚しにくいかを社会的・文化的要素，子どもの被害認識・個人的要素から分析している。また，性的虐待を経験した児童の診療記録，経過記録等の調査から，良いことと悪いことの区別が十分にできない低年齢時に日常的に性的虐待を受けると，子どもにとって虐待が習慣化され生活の一部となり，虐待経験がより自己親和的になり，自ら告白することが困難になるとの指摘もされている（伊藤かほり，武井明「性的虐待を受けた女子10例の臨床的検討」児童青年精神医学とその近接領域49巻１号（2008）22頁。

虐待時等），死の恐怖（しゃべったら殺す）などにより，子どもが被害を話せないような心理状態にしてしまう。

(2) 被害の隠蔽に関する親の関与

加害者が父親や親族などである場合，他方の親（多くは母親）が子どもから被害を聞いても，にわかに信じない，逆にそんな目にあったお前が恥ずかしい，おまえがいやらしいと非難したり，加害者である父や親族をかばうことがある。児童期の性的虐待被害者の怒りが，子どもの言うことを信じない，あるいは見て見ぬふりをした，あるいは逆に子どもを非難した母親に強く向けられることが多いことは，多くの論者により指摘されている[37]。

(3) 罪悪感・自己嫌悪感

性的虐待被害を受けたのは，自分が悪かったからだ，性的快感を感じてしまった自分への罪悪感，汚れてしまったという自己嫌悪感[38]。このような感覚が自己防衛力の低下や性的被害への抵抗力を奪い，その後の人生で性的被害にあったり，売春などの性行動をするなどの確率が高くなるとの指摘もある。

(4) 語ることばをもっていない

幼児期に性的虐待を受けた場合に，自分が何をされているのか理解できないことがある[39]。ところが，その後の学校での性教育などを通じて，

37） 叔父により性的被害を受けていることを，被害者の弟の口からきかされることになった母親が，気の狂ったように被害者である娘をぶったという被害者の体験（森田編・前掲注(10)81頁），14歳のときに父親から性的行為を強いられ，そのことを母親に話しても耳を貸そうとしなかったことにより，父親から自分を守ってくれなかった母親への不信と怒りがトラウマの要因となっている被害者の話（同上147-148頁）。

38） 吉田・前掲注(11)68頁。

39） 吉田・前掲注(11)68-69頁。

自分がされた行為の意味が初めて分かり，大きなショックを受ける，大人になって突然そのときの場面が浮かび，精神的ショックを受けたりする場合がある。

3　長期間経過後の提訴の要因

以上のように，児童期の性的虐待被害については，その受けた被害を親や他の大人に告発することができない心理状態が構造的につくられている。さらに，そのような性的被害の秘密を他人に言えないという状態は，被害者の心理に葛藤をもたらし（しゃべりたいのにしゃべれない，言っても信じてもらえない，言ったら自分の方が非難される），それが，後の抑うつ症や解離，PTSD，自傷行為，摂食障害等となって発現する[40)]。しかし，様々な症状の発現が児童期の性的虐待に起因するものであると認識することは，そのような臨床医学的な診断でも下されない限り，本人が認識することは困難である。なぜなら，児童期の性的虐待の体験を記憶から抑圧している場合には，児童期に性的虐待を受けたこと自体をふだんは記憶から消し去っているため，それが原因であるとの思いにいたらない。また，かりにそのような記憶が時々甦ることがあったとしても，そのことが長期間を経て，今，自分に症状として出ているうつ病や PTSD 等に関係するものであるとは認識しにくい。

児童期には性的虐待の意味もわからず，また，わかったとしても他人に言えない状況の中におかれているのだから，児童期の間に，特に父親や親族を相手に不法行為責任（損害賠償責任）を追及することなど無理な話で

40）　ジュディス・L・ハーマンは，著書（中井久雄訳）『心的外傷と回復・増補版』（みすず書房，1999。原著初版は，Judith. L. Herman, Trauma and Recovery, Harper Collins Publishers, Inc. New York, 1992）の「序」の中で次のように指摘する。「身の毛のよだつ怖ろしい事件を否認したい意志とそれを声を挙げて言い触らしたい意志との相剋は心理的外傷の中心的弁証法である。……＜真実を語れ，されど秘密を守れ＞という双子の絶対的命令に奉仕しているのである。……しかし，実にしばしば秘密厳守のほうが勝ちを制し，外傷的事件は言語による語りでなく症状として浮上する。」（xii 頁）。

あろう。

また，大人になって，PTSD などの症状が出ているとしても，そのことの原因が幼児期の性的虐待にあるという因果関係を認識できなければ，同様に，加害者に対して不法行為責任を追及することもできない。このように，児童期の性的虐待被害について損害賠償請求訴訟が行われるとしても，加害行為を受けた児童期から提訴に至るまで長期間が経過する要因は，児童期の性的虐待被害の特性に内在しているのである。時効や除斥期間の存在理由の一つとして語られるような＜権利の上に眠るもの[41)]＞というような法格言が妥当するような問題ではないのである。

児童の性的虐待被害に対する損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間の問題も，こうした被害の特性に即して検討されなければならない。

三　3 年の短期消滅時効の起算点

1 「損害及び加害者を知った時」（民法724条前段）の意味

724条前段の規定する「損害及び加害者を知った時」の具体的意味，どのような場合に「知った時」と言えるのかの解釈については，判例・学説に委ねられることになった。次の点が重要である[42)]。

(1)　事実上の損害賠償請求可能性

損害及び加害者を知った時が起算点とされる理由は，損害及び加害者を知らなければ損害賠償請求ができないからである。すなわち，損害及び加害者を知るとは，損害賠償請求が可能になる程度に損害及び加害者を知るという意味でなければならない。この点を明示したのが，最判（2）1973

41）　時効・除斥期間の存在理由と「権利の上に眠るもの」の関係については，松本・前掲注(29)胎動189頁以下参照。

42）　以下の叙述の詳細は，松本克美「先物取引被害の不法行為責任と消滅時効――＜不法行為性隠蔽型＞損害における時効起算点――」立命館法学343号（2012）1655頁以下参照。

（昭和48）・11・16民集27・10・1374（白系ロシア人拷問事件）である。最高裁は次のように判示した。

「民法七二四条にいう『加害者ヲ知リタル時』とは，同条で時効の起算点に関する特則を設けた趣旨に鑑みれば，加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに，その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり，被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず，しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては，その状況が止み，被害者が加害者の住所氏名を確認したとき，初めて『加害者ヲ知リタル時』にあたるものというべきである」。

この判旨は，極めて妥当な判断を示したものとして学説の支持を得ているところである[43)]。

⑵　不法行為による損害であることの認識

被害者に何らかの損害が発生しても，それが加害者の不法行為によって発生した損害であることが認識できなければ，その加害者に不法行為責任に基づく損害賠償を請求できない。加害者の不法行為による損害であることの認識は，＜損害を発生させた加害者の行為が不法行為と評価できること＞の認識，すなわち，＜違法性の認識＞と，＜加害者の不法行為によってその損害が発生したという因果関係の認識＞を前提としよう。この点が争われたのが公害訴訟であった。

戦後日本で最大の公害被害を発生させたといわれる熊本水俣病訴訟判決では，被害の原因究明に長期間を要し，最初の被害発生から20年近くを経て提訴がなされたため，消滅時効が問題となった。この判決は消滅時効の

43）　吉村良一『不法行為法［第４版］』（有斐閣，2010）184頁，潮見佳男『基本講義・債権各論Ⅱ不法行為法・第２版』（新世社，2009）115頁，窪田充見『不法行為法』（有斐閣，2007）444頁など。

起算点につき，次のように判示している（熊本地判 1973（昭和48・3・20判時696号15頁）。

「民法第七二四条前段が，三年の消滅時効の起算点を被害者またはその法定代理人が『損害および加害者を知った時』と定めたのは，被害者は，加害行為の事実を知るのみでは損害賠償請求権の行使はできないが，加害行為によって発生した『損害』と損害賠償請求権の相手方である『加害者』をともに知った時に，初めて損害賠償請求権を行使することが可能になるので，この時点から時効を進行させるのを妥当とするからである。この趣旨からすると，ここに『損害を知る』というのは，単に，損害発生の事実を知ることのみをいうのではなく，同時に加害行為が不法行為であることを知ることで，当然，違法な加害行為と損害発生の事実との間に相当因果関係があることを知ることをも含む趣旨に解しなければならない。

そして，同条にいわゆる『知りたる』時とは，被害者の加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに，それが可能な程度に具体的な資料にもとづいて，加害者ないし損害を認識しえた場合をいうものと解すべきで，被害者が，具体的な資料にもとづかないで主観的に疑いを抱いたり，推測しただけでは，事実上損害賠償請求権の行使はできないから，ここに『知った』ということはできない」。

(3) 認識可能性か現実の認識か

724条前段の文言は，損害及び加害者を「知った時」と規定しているのであって，「知り得た時」と規定しているのではない。従って，法文上は，損害及び加害者についての現実の認識を要求しているのであって（現実認識時），認識可能性で足りる（認識可能時）としているわけではない。ところで，時効の起算点がいつなのかは，時効の抗弁を主張する被告側が主張証明責任を負うことになるが，「知った」という被害者側の主観的認識を加害者側で証明することが容易でない場合もあり得る。そこで，現実の認識ではなく，知り得た時を証明すれば，そこから時効が進行したとして

も良いのではないかという認識可能時説が一部の学説[44]や下級審判決[45]で支持されていた。

この点が正面から争点とされたのがロス疑惑刑事被告人名誉毀損事件における上告審判決（最判(3)2002（平成14）・1・29民集56・1・218）である。この判決は，民法724条にいう「被害者が損害を知った時とは，被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである」とする。「被害者が損害の発生を容易に認識し得ることを理由に消滅時効の進行を認めることにすると，被害者は，自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において，自己の権利を消滅させないために，損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが，不法行為によって損害を被った者に対し，このような負担を課するのは不当である。他方，損害の発生や加害者を現実に認識していれば，消滅時効の進行を認めても，被害者の権利を不当に侵害することにはならない」。

民法724条の趣旨は，「飽くまで被害者が不法行為による損害の発生及び加害者を現実に認識しながら3年間も放置していた場合に加害者の法的地位の安定を図ろうとしているものにすぎず，それ以上に加害者を保護しようという趣旨ではないというべきである」。

このように本判決は損害の認識可能時説を否定し，現実認識時説に立つことを正面から明らかにした。

私見によれば，本判決の核心は，認識可能時説によると「被害者は，自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において，

44） 例えば「事実認識であれ，法的判断であれ，被害者が現実に要件の存在を認識（知リタル）していなくても，一般人ならば認識するであろうという事情があれば，『知リタル』ものとしてよいのではないか」（森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣，1987）438頁以下），「現実の認識がない場合でも，被害者が特別の努力をしなくても知ることが可能であったときから時効が進行を始めるとすべきであろう」（潮見佳男『不法行為法』（信山社，1999）291頁）など。

45） 後述するロス疑惑報道事件最判2002年の原判決も認識可能時説にたち，原告の損害賠償請求権は時効により消滅したとして請求棄却の判決を下していた（東京高判1996（平成8）・9・11金判1145・12）。この判決については，松本・前掲注(29)展開23頁以下参照。

自己の権利を消滅させないために，損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが，不法行為によって損害を被った者に対し，このような負担を課するのは不当である」とする点，すなわち，被害者における損害発生調査義務を否定した点にあると考える。それ故，問題の核心は，＜認識可能時か現実認識時か＞ではなく，その時点で「損害及び加害者を知った」として時効を進行させるべきか否かの規範的判断であり，その中心的な判断要素は，被害者側がその時点で「損害及び加害者を知らなかった」と主張する場合に，「知らなかった」ことにつき不利益（時効の進行）を蒙ってもやむを得ない損害調査義務，損害発見義務，或いは自らを不法行為の被害者として自覚する義務（被害者自覚義務）の存在とその義務違反があったか否かに求めるべきである。また仮にこのような義務がその時点で認められるとしても軽微な落ち度によって加害者を免責し，被害者救済を無に帰するような時効を進行を認めるべきではないので，重過失がある場合にのみ「知った時」と同視できると考えるべきである。こうした観点からすれば，前掲最判2002年は，原判決が起算点と解した時点における原告の損害調査委義務とその違反を否定したものと捉えられる。

⑷　不法行為における損害発生類型と時効起算点

「損害を知った時」の解釈において，その損害がどういう類型の損害であるのかという類型的特質に従った解釈が必要となる[46)]。

①＜単純型＞　１回の不法行為によって損害が発生する場合である。これを更に２類型に分けることができる。

ア＜単純顕在型＞　わき見運転の車にひかれて足を骨折した場合の，骨折被害のように損害が顕在化している場合である。このような場合は，その損害を知った時が起算点となることは言うまでもない。

イ＜単純潜在型＞　１回の不法行為の結果が潜在していて，後で顕在化

46）　以下の叙述の詳細は，松本・前掲注(42)1662頁以下参照。

する場合，典型的には後遺症の発現のような場合である。この場合は，後遺症が発現したことを知った時がこの後遺症に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点と解すべきである。最判(3)1967（昭和42）・7・18民集21・6・1559（後遺症事件）はこの理を次のように判示する。

「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上，その損害と牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を予見することが可能であつたものについては，すべて被害者においてその認識があつたものとして，民法七二四条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが，本件の場合のように，受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ，そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかったような治療方法が必要とされ，右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたった等，原審認定の事実関係のもとにおいては，後日その治療を受けるようになるまでは，右治療に要した費用すなわち損害については，同条所定の時効は進行しないものと解するのが相当である。けだし，このように解しなければ，被害者としては，たとい不法行為による受傷の事実を知ったとしても，当時においては未だ必要性の判明しない治療のための費用について，これを損害としてその賠償を請求するに由なく，ために損害賠償請求権の行使が事実上不可能なうちにその消滅時効が開始することとなって，時効の起算点に関する特則である民法七二四条を設けた趣旨に反する結果を招来するにいたるからである」。

②＜蓄積型＞　不法行為の継続によって損害が蓄積していく場合である。

ア＜可分損害蓄積型＞　不動産を不法占拠することによる不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点につき，判例は，「不法行為ソレ自体カ継続シテ行ハレソレカ為メニ損害モ亦継続シテ発生スルカ如キ場合ハ……其損害ノ継続発生スル限リ日ニ新ナル不法行為ニ基ク損害トシテ民法第七百二十四条ノ適用ニ関シテハ其各損害ヲ知リタル時ヨリ別個ニ消滅時効ハ進行スルモノト解セサルヘカラス」とする（大連判1940（昭和15）・

12・1民集19巻2325頁）。不法占拠の場合の財産上の損害を賃料相当額の損害として評価するのであれば，日々新たに，一日あたりの賃料相当額の損害が量的に可分的に発生し蓄積していくことになる。従って，「損害を知った時」の解釈としては，日々新たに損害を知ることになり，従って，日々別個に消滅時効が進行していくという日々進行説もその限りでは妥当と評価できよう。

イ＜不可分損害蓄積型＞　不法行為の継続により，損害が蓄積していくのだが，過分損害蓄積型のように一日分の損害を分けて評価できるのではなく，損害が蓄積していくことによって損害が深刻化・拡大していくような場合である。このような場合は，継続した不法行為を一個の不法行為と評価し，提訴時点でまだ不法行為が継続しているのであれば，その時点での損害をその不法行為により蓄積された一個の損害と把握して，提訴時点でその蓄積された損害を知ったのだから，それまでは提訴時点での損害についての時効は進行しないと解すべきである。

大気汚染公害をめぐる大阪地判 1991（平成 3）・3・29 判時 1383・22（西淀川大気汚染訴訟）も，「原告らの健康被害は，今もなお継続しており（但し，死亡者については死亡の日まで），このような健康被害に基づく損害は，包括して一個の損害と見るべきものであると解され，その間，消滅時効は進行しないものと解される」とする。

③＜進行型＞　不法行為が止んだ後でも被害の特質から損害が進行蓄積していく場合である。じん肺症などがその典型である。この場合，損害発生の当初においては，確かにその損害についての賠償請求請求は可能であるが，その後，どのように症状が進行していくのか予見できないような場合には，結局，提訴時点で進行蓄積した損害はその時点で「知った」と評価することになるのではなかろうか。結局，この場合は，症状が進行をやめるまではその症状による損害の賠償請求権の消滅時効が進行しないことになる。鉱業被害の損害賠償請求権の消滅時効の起算点を「進行中の損害についてはその進行のやんだ時」と定める鉱業法115条 2 項は，この趣旨を

明文化したものと言える。

④＜不法行為性潜在型＞

自分が何か損失を蒙った，疾病を発症したことを自覚したような場合でも，その原因が不法行為によるものであることを認識できなければ，＜損害及び加害者を知った時＞にならないことは当然であろう。なぜなら，損失，疾病等を知ったとしても，それが加害者による不法行為による損害だと認識しなければ，その加害者の不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使しようがないからである。こうした＜不法行為性潜在型＞損害の類型としては，詐欺的取引による被害の場合や，霊感商法のようなマインドコントロールによる被害の場合，病気の進行のせいだと思っていた体調の不調が実は医師の治療の不適切さによることが判明した場合などをあげることができよう。とくに，前者の場合の損害は，加害者が自らの行為の不法行為性を隠蔽し，故意に被害者における損害の認識を阻害しているのであるから，「不法行為性隠蔽型」損害ともいうべきものである。

東京地判2000（平成12）・12・25判タ1095号181頁（法の華事件）は，「宗教的行為において詐欺的・脅迫的勧誘が行われた不法行為においては，当該宗教行為を教義の一環として受け入れている限り不法行為であると認識できないから，当該宗教における教義を信仰する心理状態が継続している限りは，時効は進行しないというべきであり，原告らにおいて，右心理状態から解放された時期は，マスコミ報道等を見て被害対策弁護団の存在を知り，同弁護団の弁護士と相談した時点であると考えられる」とする注目すべき判示をしている。

(5) 小　　括

以上の考察をふまえ，民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」の解釈にあたり，重要な点を要約すれば以下のようになる。

３年という短期時効期間は，不法行為の有無，損害の程度などについて時がたつと立証・採証が困難になることを配慮して，一般債権の10年の時

効期間（民法167条１項）よりも短期にしたものである。しかし，短期であるがゆえに，被害者が現実に権利行使できないうちに時効が進行するのは背理なので，損害及び加害者についての現実の認識時を起算点としている。従って，「損害及び加害者を知った時」の解釈基準は，被害者側が提訴している損害賠償請求のその損害を賠償請求可能な程度にいつ現実に認識したかという点に帰着する。判例は，この認識は認識可能性ではなく現実の認識であるとするが，＜どのような事実があれば現実の認識があったと解すべきか＞という問題は単なる事実認定の問題に還元されず，規範的な判断を要する。また，この場合の「損害を知った時」とは，当該加害者の不法行為により当該損害が発生したことを知った時の意味であるから，加害者の行為の違法性及び加害行為と損害発生の因果関係についての認識を前提とする。さらに，損害を知った時の解釈にあたっては，当該損害の発生類型の特質に応じた解釈がなされるべきである。

2　児童の性的虐待被害の特色と時効起算点

⑴　継続的加害行為としての特色

児童の性的虐待被害が１回限りの被害ではなく，ある程度継続している場合には，継続的不法行為による継続的被害という特性を帯びることになる。継続的な加害行為は日々の加害行為により１回ずつ被害が発生したというような被害の細分化をすべきではなく，継続的な１個の加害行為により１個の被害が生じたと把握すべきである。したがって，早くても加害行為の継続が終了した時点以降が「損害および加害者を知った時」となる。

⑵　後発潜在型被害としての特色

児童の性的虐待被害は，被害者の心に外傷を与える。そして，その被害は，加害行為から長期間を経ても持続し，発症する場合がある。釧路 PTSD 等事件の被害者のように，児童期の性的虐待被害を受けた時点で，すでに PTSD 等を発症していたとしても，その後，成人をして，なお長

期にわたり，抑うつ状態や PTSD 症状等が発現した場合には，交通事故の加害後，長期間を経て後遺症が発現したのと同様に，後から発現した PTSD 症状等についての損害賠償請求との関係では，当該損害は，後に症状が発症し，その原因が児童期の性的虐待にあるという因果関係を現実に認識した時点が，損害及び加害者を知った時と解すべきである。

⑶　潜在進行型被害としての特色

児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等が顕在化したとしても，その後，症状が軽くなり，小康状態になったために，被害を忘れていたが，また，PTSD 等が発現したような場合は，過去の加害行為による後遺症が，また，発現したというように，単発型の後遺症の複数発現と捉えるよりも，PTSD 等の症状が潜在的に進行していたと捉えることができるような場合もあろう。この場合は，長期間を経て潜在的に深刻化するじん肺症のような被害と同様，当該損害賠償請求の対象となっている損害は，提訴時点ではじめて全体的に捉えられた損害であるのだから，提訴以前にその損害についての賠償請求権の消滅時効は進行しないと解すべきである。結局，このような進行性被害の時効起算点は，「進行が止んだ時」と解すべきである。

⑷　不法行為性隠蔽型被害としての特色

なお，児童期の性的虐待被害について加害者に不法行為責任を追及して提訴するまでに長期間が経過する要因として，被害の告発を加害者自身が困難にさせていることに注目すれば，この被害は，不法行為性隠蔽型被害としての特性も内在していることになろう。＜誰にもしゃべるな＞＜しゃべったら家族がばらばらになる＞などと，被害の記憶自体を封印するような行為をおこなっておいて，被害者が何かを契機に過去の被害体験を思い出し，自らが不法行為による被害を受けたことを認識して，提訴に至ったような場合には，そのような不法行為性の隠蔽が解除された時点が「損害

及び加害者を認識した時」と捉えるべきである。

(5) 性的行為の意味の理解と家庭共同体内での提訴の困難

加害行為の継続が終了したとしても，なされた行為の性的意味が理解できなければ損害の認識もできない。この点で，刑法が，強制わいせつ罪（刑法176条），強姦罪（同177条）において，13歳未満の者には暴行，脅迫を用いなくても，両罪が成立する点に着目し，これは「若年者には性的自由の意味することについて判断能力がないことを前提としている」として，当該事案においても原告は13歳になるまで，なされた行為が「不法行為を構成するとの認識をもつことは困難であった」として，原告が満13歳になった時点を時効起算点とした判決があることが注目される（児童の性的虐待に関する福岡高判 2005（平成17）・2・17 判タ1188号266頁[47]）。ただ，13歳を起算点にして 3 年以内，つまり16歳までに提訴が可能かというと，とくに加害者が父親や養父，同居の親族のような場合には，加害者と同居しながら提訴を考慮しなければならないという困難が生じる。同事件の 1 審判決・福岡地判 2004（平成16）・7・29 判例集未登載）は，母親の再婚相手で養子縁組をして養父でもあった義父からの性的虐待事件であったが，1 審判決が，こうした親族関係の中で提訴をするのは困難であるとして，母親が義父と離婚をし，被害者みずからも縁組を解消した時点をもって時効起算点とした点が注目される（この事件では，1 審判決，2 審判決のいずれの起算点によっても時効が完成していないケースであることに注意）。

ただ，実の父親が加害者である場合には，離縁ということがない。そこで，加害者が親権者である場合には，親権による被害者の法的コントロールが及ばなくなる成年に達するまでは，「損害及び加害者を知った時」とはならないと解すべきではなかろうか。すなわち，子が親権に服している間には，父親からの性的虐待行為を不法行為と認識することが困難であっ

47） 本判決及び 1 審判決についての検討として，松本・前掲注(29)展開259頁以下。

たと解し，「損害及び加害者を知った時」と解すべきなのは，被害者が成年に達して以降と解すのである[48]。なお，これらの問題に関わる立法論については，後に検討する。

四　20年期間の起算点

1　20年期間の法的性質[49]

不法行為責任に基づく損害賠償請求権は，被害者が損害及び加害者を知らなくても，「不法行為の時から20年」で消滅する。この20年期間の性質につき，最判(1)1989（平成元）・12・21民集43・12・2209（米軍不発弾処理事件）は除斥期間としたが，立法者意思は明確に長期時効として定めており，また，長らく時効説が通説であった。例えば不法行為に関する戦前の代表的な教科書を書いた我妻栄も，「長期の消滅時効」と明示している[50]。除斥期間説が通説であると教科書に書かれるようになったのは，1970年代になってからであるが，その頃には，実際の訴訟（労災職業病，公害訴訟等）で20年期間が争点となり，下級審裁判例は時効説をとるものも多く，また，学説も時効説が勢いを盛り返していた。

最判1989年は，20年期間を「被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」で，また，除斥期間は時効と異なり当事者の援用を要しないので，被告の主張が信義則違反又は権利濫用であるとの判断もあり得ないとする。

しかし，このような硬直的な考え方に学説は強い反発を示し，最判1989

48）こうした解釈は，まさに前述の規範的認識時説に即した解釈とも言えよう。

49）20年期間の法的性質論については，松本・前掲注(29)展開第1部第2章「民法724条後段『除斥期間』説の終わりの始まり」，同「建築瑕疵の不法行為責任と除斥期間」立命館法学345・346号（2013）3845頁以下参照。

50）我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社，初版，1937，復刻版，1988――引用は復刻版による）214頁。

年判決を契機にむしろ時効説が有力化したと言われている[51]。現在では，除斥期間説は学説上は少数説に転落している。

また最高裁自身も，除斥期間説の硬直性を緩和してきている[52]。「民法158条の法意にてらし」除斥期間の効果の制限をした最判(2) 1998（平成10）・6・12 民集 52・4・1087（東京予防接種禍訴訟），「民法160条の法意にてらし」除斥期間の効果の制限をした最判(3) 2009（平成 21）・4・28 民集 63・4・853（足立区女性教員殺害事件），そして，後述する筑豊じん肺訴訟最高裁2004判決も20年期間の起算点の「不法行為の時」を損害発生の時としたが，いずれも，「請求権の存続期間を画一的に定めた」とする除斥期間説の硬直性を緩和するものである。このうち，最判1998年では河合伸一裁判官が，また，最判2009年では田原睦夫裁判官が，20年期間は時効と解すべきであるとし，とくに田原裁判官は判例変更すべきことを強調している。元最高裁裁判官滝井繁男は，その著書の中で，すでに「除斥期間説は自壊しつつある」と指摘している[53]。更に，2009年10月より活動を開始している法制審議会民法（債権関係）改正部会では，時効法改革も審議しているが，そこで2013年 2 月にまとめられた中間試案では，現行民法724条後段の20年期間は長期時効であることを明文で確認することが提案されている[54]点も注目に値する。

私見は，後述のように20年期間は本件では経過していないと解するものであるが，そもそも20年期間の経過による原告の請求権消滅という被告の主張は権利の濫用として許されるべきでなく，仮に除斥期間であるとしてもその適用ないし効果を制限すべきと考える。

51） 学説の詳細は，松本・前掲注(29)展開72頁以下，同・前掲注(49)3854頁以下参照。

52） この点については，松本・前掲注(29)展開165頁以下，同・前掲注(49)3852頁以下参照。

53） 滝井繁男『最高裁判所は変わったか――一裁判官の自己検証』（岩波書店，2009）205頁。

54） 法制審議会民法（債権関係部会）「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第 7 消滅時効 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）・別冊 NBL 143号（商事法務，2013）26頁。

2　20年期間の起算点[55)]

(1)　最判(3) 2004（平成 16）・4・27 民集 58・4・1032（筑豊じん肺訴訟上告審判決）

20年期間の法的性質とは別に，20年期間の起算点である「不法行為の時」とはいつなのかについて，学説は加害行為時説と損害発生時説とに分かれて争ってきた。加害行為時説は，民法の文言が「不法行為」となっている以上，損害の発生をまたずに加害行為と解すべきだとする。しかし，これに対して，私見を含め損害発生時説は，724条前段は「加害行為の時」と規定しておらず，「不法行為」は加害行為によって損害が発生して初めて成立するのであるから，「不法行為の時」とは「不法行為責任の要件を充足した時，すなわち，加害行為だけでなく損害の発生した時」であると反論してきたのである。私も原告側意見書を書いた筑豊じん肺訴訟の福岡高裁判決（福岡高判 2001（平成 13）・7・19）は，損害発生時説にたち，20年期間の経過を否定して，原告の請求を認容した。

その上告審である最判2004年は，加害行為から相当期間を経て損害が発生する場合における「不法行為の時」とは，「損害の全部または一部が発生した時」であるとして，原審と同じ結論をとった（なお「損害の全部または一部」という趣旨は，当該事案で問題となったじん肺症は，じん肺法上の管理区分二，三，四の通知を受けるごとに，当該管理区分に応じた損害が発生し，その損害賠償請求権の消滅時効ないし除斥期間が進行していくという判例法理を前提にしたものと思われる――最判(2) 1994（平成 6）・2・22 民集 48・2・441――長崎じん肺訴訟）。注目すべきは，その理由づけである。最判2004年は次のようにいう。

「なぜなら，このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは，被害者にとって著しく酷であるし，また，加害者として

55)　20年期間の起算点論についての私見の詳細は，松本・前掲注(29)展開77頁以下，同・前掲注(49)3836頁以下参照。

も，自己の行為により生じ得る損害の性質からみて，相当の期間が経過した後に被害者が現れて，損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」

不法行為責任に基づく損害賠償請求権は，損害が発生しなければ成立せず，従って行使もできない。「不法行為の時」とは損害発生時であることを明言した最判2004年は，20年期間が除斥期間だとしても，客観的な権利行使可能性なしに損害賠償請求権の除斥期間の進行を認めることは背理であり，損害発生時を起算点とすることが当事者の公平の観点からも妥当であることを示しており，合理的な起算点解釈と言える。

その後，最高裁は，加害行為から相当期間が経過して損害が発生する事案で，最判2004年を引用して損害発生時を「不法行為の時」とする解釈を示している（最判 2004（平成 16）・10・15 民集 58・7・1802・関西水俣病訴訟，最判 2006（平成 18）・6・16 民集 60・5・1997・Ｂ型肝炎訴訟）。

⑵　最判2004年における「損害発生の時」の意義

それでは，損害の発生した時とはいつか。ここで重要なのは，最判2004年がいう「損害の発生した時」とは，被害者にそれが加害者の不法行為の結果である損害だと認識可能な状態で損害が発生することと解している点，すなわち損害の発生＝損害の顕在化と捉えていると解される点である。すなわち筑豊じん肺訴訟の場合，被害者には息切れがする，だるいなどの症状があらわれていたとしても，その時点が損害の発生の時とされているのではなくて，じん肺法上の管理区分の通知を受けた時をもってその管理区分に対応した損害が発生した時と認定されているのである（これは前掲・最判1994年の長崎じん肺最高裁判決以来のじん肺症に関する確立した判例法理である）。つまり，時効や除斥期間の起算点との関係では，何らかの症状の発症の時期を損害発生の時期としているのではなく，加害行為の結果としての症状であることが客観的に認識可能な時点をもって損害の発生時と解しているのである。

(3) 児童期の性的虐待事件の場合

児童期の性的虐待に起因した PTSD 等が長期間を経て成人後に発現した場合も，20年期間の起算点である「不法行為の時」，すなわち損害が発生したときとは，児童期の加害行為を原因として＜今現在問題としている損害＞が顕在化したとき，すなわち，不眠症，うつ状態，自殺念慮等の＜現在の症状＞が，医師の診断により，＜児童期に被告から受けた性的虐待が原因の PTSD 等であると診断された時点＞と解すべきである。

釧路 PTSD 等事件において釧路地裁は，原告が児童期の加害行為を受けた時点で，すでに PTSD 等を発症していたと推測されるという医師の現在の鑑定意見を元にし，そのときに PTSD 等が発症していたのであるから，損害発生時を「不法行為の時」から20年期間の起算点と解しても，すでに提訴まで20年以上経過しているから原告の請求権は除斥期間により消滅したとして請求棄却の判断を示している。しかし，８歳の児童に自己のうけた性的被害の意味は理解できないし（上述参照），また，本件で原告が請求しているのは，＜児童期の加害行為を受けた時点で発生した PTSD 等の精神的損害＞についての損害賠償を請求しているのではなく，＜それから30年近くを経て発症している現在の PTSD 等の被害についての後遺障害慰謝料＞として賠償請求をしているのである。従って，原告が本件訴訟で請求している損害賠償請求権の損害は，上述のように2011年の PTSD 等の診断時と解すべきである。

このように解すことは，最判2004年の趣旨にも合致する。当該事案の原告らは，管理区分二や三の通知を受けた後で最も重い管理区分四の通知を受けたり，じん肺症により死亡したものの遺族が含まれているが，この場合に最判2004年は，「不法行為の時」と解すべき損害発生時を，最初の管理区分の通知を受けたときではなく，各原告にとって最も重い管理区分の通知を受けたとき，ないし，じん肺症により死亡した時に，その最も重い管理区分ないし死亡に応じた損害がその時点で発生したと解しているのである。

それと同様に，児童期に発症した PTSD 等による損害と，30歳代になって発症している PTSD 等による損害はそれぞれ別の損害の発生と捉えるべきであり，後者の損害についての賠償請求権の20年期間の起算点は，後者の損害が顕在化した時点と捉えるべきである。このように捉えずに，児童期に発症した時点をもって「不法行為の時」と解すことは，まさに最判2004年が指摘するような「被害者にとって著しく酷」であって，加害者は自ら与えた性的虐待による損害の性質上，相当期間を経て賠償請求されることを「予期すべき」である。

五　時効・除斥期間の制限

1　問題の所在

児童期に性的虐待を受け，成人後にも発症している抑うつ症状や PTSD 等の原因が加害行為から20年以上を経て，過去の性的虐待に起因するとの診断が医師によって下された釧路 PTSD 等事件のような場合には，上述のように，損害及び加害者を知ってから 3 年という短期消滅時効の時効起算点も「不法行為の時から20年」という20年期間の起算点も，早くても医師による PTSD 等診断時と解すべきであるから，いずれにしても損害賠償請求権は消滅していないと解すべきである。

さらに，児童期に性的虐待行為をした加害者が被害を受けた児童に，＜誰にも言うな＞と被害の告発を明示的に威嚇していた場合も，威嚇していなかった場合も，大人と子どもの権力関係を背景に，また，親族の年長者としての権力関係を背景に，被害の告発を許さない心理的状態を加害者自身が作り出しているのであるから，加害者が被害者の権利行使を阻害したものとして，かかる場合の加害者側からの消滅時効の援用ないし除斥期間経過の主張は，権利の濫用として許されないと解すべきである。

2　時効の援用制限

(1)　時効の援用とその制限

時効は当事者が援用しなければ，裁判官は時効に基づく判断をなし得ない（民法145条）。この規定は「良心規定」といわれてきた。例えば，100万円の貸金債務の弁済を請求された被告が，自分はそもそも原告から100万円を借りたことがない，或いは100万円を借りたが既に弁済したなどと債務の不存在，ないし消滅を主張して争おうとしているのに，裁判官が勝手に，いずれにせよ，消滅時効が完成しているから被告は100万円払わなくて良いなどという判決が下されるのは，被告の良心に反すると考える場合もあろう。だから，時効の援用は当事者（被告）の良心にまかすのだというわけである。

他方で，時効が援用された場合，常にその援用が認められるわけではない。その時効の援用が当該事案において，民法の一般条項の規定する信義則に反するとか，権利の濫用と判断される場合には，時効の援用が制限される場合があることは判例・通説により認められてきたのである。

(2)　時効完成後の債務の承認

時効が完成していても，その後に債務者が債務を承認した場合には，たとえ，債務者が債務の承認当時は時効の完成を知らなかったとしても，債務承認後の時効の援用は信義則に反して許されないと解すのが，判例・通説である。

リーディングケースである最大判1966（昭和41）・4・20民集20・4・702は，次のようにいう。「債務者が，自己の負担する債務について時効が完成したのちに，債権者に対し債務の承認をした以上，時効完成の事実を知らなかつたときでも，爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし，時効の完成後，債務者が債務の承認をすることは，時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり，相手方においても債務者はもはや時効の援用を

しない趣旨であると考えるであろうから，その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが，信義則に照らし，相当であるからである」。

学説は，このような判例の解釈につき，① 矛盾的態度の禁止（時効完成後に債務を承認した者がその後に時効による債務消滅を主張することは，自己の行為と矛盾する態度となるから許すべきでない），② 相手方（債権者）に生じた信頼（時効は援用されず債務は弁済される）の保護[56]，③ 債務が承認されたのだから，時効完成前になされた債務の承認が時効の「中断」事由（民法147条 3 号）となるのと同じく，債務者による債務の自認により時効の存在理由（時の経過による立証・採証の困難，長年続いた事実状態の保護）がなくなるので，債務承認後に時効の援用を認める理由がない[57]などとして，判例の結論を支持している。

⑶ 義務者による権利行使の阻害

義務者による権利行使の阻害をもって，後の消滅時効の援用を信義則違反，権利の濫用として制限する理由とする裁判例がある。

在ブラジル被爆者健康管理手当等請求事件で最判⑶2007（平成19）・2・6民集61巻 1 号122頁は，上告人（広島県）が「消滅時効を主張して未支給の本件健康管理手当の支給義務を免れようとすることは，違法な通達を定めて受給権者の権利行使を困難にしていた国から事務の委任を受け，又は事務を受託し，自らも上記通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体ないしその機関自身が，受給権者によるその権利の不行使を理由として支払義務を免れようとするに等しいものといわざるを得ない。そうすると，上告人の消滅時効の主張は，402号通達が発出されているにもかかわらず，当該被爆者については同通達に基づく失権の取扱いに対し訴

56） 山本敬三『民法抗議Ⅰ総則・第 3 版』（有斐閣，2011）608頁は以上の二つの理由を上げる。

57） 内田貴『民法Ⅰ・総則・物権総論・第 4 版』（東大出版会，2008）335頁以下，佐久間毅『民法の基礎Ⅰ総則・第 3 版』（有斐閣，2008）430頁。

訟を提起するなどして自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り，信義則に反し許されないものと解するのが相当である」とした。

その他，交通事故の被害者が刑事事件において被告の虚偽の供述により加害者として起訴され，無実とされるまでの5年間の間に，刑事事件上被害者とされている被告を相手に損害賠償請求することは「実際上極めて困難」であったとして，被告の時効の援用を信義則違反であり権利の濫用に当たるとした判決（東京地判1982（昭和57）・12・6判タ464・108）や，米軍不発弾処理において負傷した民間人が国の責任を追及しようとしたところ，「いやしくも自己の損害賠償責任が明らかであるのにその責任を免れるため加害行為への関与を隠蔽するような公文書を作成するなどして責任回避の言動をすることは許されない」として，国の消滅時効の援用を信義則に反し，権利濫用として許されないとした判決（福岡高裁宮崎支判1984（昭和59）・9・28判時1159・108――上述の米軍不発弾処理事件最判1989の原判決），不動産賃借人の無断転貸を理由とする賃貸人の解除権の消滅時効を賃借人が援用した事例で，「自ら地主の解除権の行使を妨げて，時効期間を徒過させておきながら，消滅時効の援用を主張することは，信義則に反し，権利の濫用として許されない」とした判決（東京高判1979（昭和54）・9・26判時946・51）などを挙げることができる。

義務者によって権利者が権利行使を妨げられ，その結果，時効期間を徒過してしまった場合，権利者は＜権利の上に眠るもの＞ではなかったのであるから，時効の存在理由が妥当しない。従って，義務者による権利行使の阻害要因がある場合に，時効の援用を制限することは妥当である。ただし，＜義務者による権利行使の阻害＞は時効援用の十分条件ではあっても，これがなければ時効の援用制限はできないというような＜必要条件＞と解すべきではなかろう。

⑷ その他の時効援用制限要素

以上の点を含めて，時効の援用を信義則違反ないし権利濫用として制限した従来の裁判例を分析すると，次のような諸要素を析出することができる[58]。

A　義務者による権利行使の阻害度

ア 義務者による妨害　① 請求原因の認識に対する妨害　② 権利行使に対する妨害　イ 債務の否認　ウ 弁済の拒絶　エ 弁済の信頼性の作出　① 弁済の期待　② 弁済の猶予　③ 債務の承認

B　権利行使条件の成熟度

ア 外的事情による行使不能　イ 権利行使の必要度　ウ 権利の成熟度　エ 損害把握の困難度　オ 違法性・被害の大きさ

C　権利行使的要素の認定　ア 交渉　イ 適宜の訴訟提起

D　援用態様の不当性　ア 差別的援用　イ 不意打ち的援用

E　権利保護の必要性

F　義務者保護の不的確性

G　加害者の地位

⑸ 児童期の性的虐待事案の場合

児童期の性的虐待事案においては，加害者が ＜誰にもしゃべるな＞ ＜しゃべったら家族がばらばらになる＞などと，被害の記憶自体を封印するような行為をおこなっておいて，長期間経過後に被害者から損害賠償請求権を行使されたのに対して時効を援用することは，加害者が自ら被害者の権利行使を阻害する要因を作り出しておいて，時の経過による免責を主張することを意味する。このような時効の援用は信義則に反し，権利の濫用として許されないというべきであろう。さらにまた，加害者が被害の告

58） 松本・前掲注(29)胎動157頁以下。なお，香川崇「わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則」富山大経済論集58巻 2・3 合併号（2013）191頁以下は，権利行使妨害型，信頼作出型，交渉介在型などの類型化を試みており興味深い（とくに224頁以下）。

発を明示的に抑圧するような言動をしていなくても，大人と子どもという権力関係，父，義父，祖父，叔父などの家族間における権力関係のもとで，子どもが被害を告発できない関係を利用して児童の性的虐待行為がなされるのであれば，明示的な加害者による権利行使阻害行為があった場合と同視すべきであろう。

3　20年期間の適用ないし効果制限

(1)　適用ないし効果制限の可否

当事者が実際に除斥期間を主張している場合に，その主張が信義則違反ないし権利の濫用であると原告が反論した場合に，この点を判断しないことの法的根拠がどこにあるのであろうか。前述の最判1989年は，「裁判所は，除斥期間の性質にかんがみ，本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても，右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり，したがって，被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は，主張自体失当であって採用の限りではない」とする。

しかし，「したがって」の接続詞でつながれた前半部分，「本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても，右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべき」との判示と，後半部分，「被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は，主張自体失当」という後半の判示は，いかにして，「したがって」という接続詞で結ばれるような論理的関係にあるというのであろうか。

すなわち，「本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張」がない場合には，その主張があることを前提にしてその「主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張」は確かに「主張自体失当」かもしれない。しかし，実際に被告が「除斥期間の経過により消滅した旨の主張」をしているのであれば，その主張が「信義則違反又は権利濫用」にあたるとの主張は，何ら失当な主張ではない。むしろ被告が実際に除斥期間の徒過を主張し，その主張に対して原告が，その主張は信義則違反ないし権利濫用であ

ると主張しているのに対して，裁判官が明文に規定もしていない「除斥期間の性質」から，民法１条２項（信義則），３項（権利濫用）の一般条項の適用を排斥できるとする見解こそが根拠を欠いた失当極まりない見解である。上述のように立法者が長期時効として明確に規定した20年期間を，法文にない「除斥期間」と解したうえで，一般条項の適用まで排斥すると言う解釈は，それこそ裁判官による立法と同じであり，「法解釈」の名に値しない「無法解釈」であって，到底許されるべきものではない。

⑵　適用ないし効果制限の要素

上述のように，仮に20年期間が除斥期間であるとしても，当該事案における除斥期間の主張が信義則に反し，権利の濫用として許されない場合には，除斥期間の適用ないし効果を制限すべきである。その場合の適用ないし効果制限の判断要素は，時効の援用制限の場合の判断要素と同じと捉えるべきである。

その期間の性質が除斥期間であろうが，時効の援用制限を導くような要素があるような場合には，時の経過の一事による免責を認めるべきでないからである。

従って，時効完成後の債務の承認が信義則に反し，権利の濫用として許されないのと同様に，除斥期間経過後に損害賠償債務を承認しておきながら，あとで除斥期間の経過による権利の消滅を主張するのは，信義則に反し，権利の濫用として許されないと解すべきである。なぜなら，この場合は，時効完成後の債務の承認の場合と同様に，時の経過による立証・採証の困難という問題も，事実状態の保護という除斥期間の存在理由も妥当しないからである。なお釧路 PTSD 等事件では，提訴前に原告から責任を追及された被告が自らのわいせつ行為と姦淫行為を認め500万円の損害賠償金の支払いを約束したことが，当裁判所の判断として，事実認定されている。

また，児童期の性的虐待行為のように，その行為自身が被害者の権利行

使を阻害する要因を内在させた行為をした加害者は，加害行為の終了から20年以上を経て提訴された場合に，「不法行為の時から20年」の除斥期間が経過したから被害者の損害賠償請求権は消滅したなどという主張は，信義則に反し権利の濫用として到底認めるべきではない主張と解すべきである。

六　立法論的提言

フランスでは，元来，原則的な消滅時効期間は30年であったが，1985年７月５日の交通事故法により，契約外の民事責任の時効期間については，普通期間を10年に短縮するとともに，その起算点を「損害の発生またはその悪化の時」と定めた（現行2226条）。その後，1998年６月17日法により，同条２項が定められ，損害が拷問，野蛮行為，暴力または未成年者に対する性的な侵害（des agressions sexuelles commiese contre un mineur）によってもたらされた場合には20年の時効に服するとの規定が加えられた。さらに，その後の2008年６月17日の時効法改革において，この規定は，人身損害の場合に，契約責任による場合も含めて適用されるという内容に修正された上で維持された。日本法と比較すると，損害及び加害者を知ったとしても児童の性的虐待の場合などの損害賠償請求権の消滅時効期間が20年期間であるという点で被害者の権利をより保護する法制になっている[59)]。

ドイツでは，2002年１月１日施行の民法債権法の現代化に伴う時効法改革において，従来の原則的消滅時効期間の30年を，請求権が成立し，かつ，債権者が請求権を根拠づける諸要件と債務者となる者を認識しあるいは重大な過失なく認識すべき年の年末を過ぎてから３年としつつ，このよ

59）　この点の紹介として，金山直樹・香川崇「フランスの新時効法――混沌からの脱却の試み」金山編・前掲注(23)165頁以下参照。

うな主観的認識がなくても，生命，身体，健康ないし自由の侵害に基づく損害賠償請求権はその請求権の成立及び行為ないし義務違反あるいは損害を惹起する事象の開始から30年の消滅時効にかかるものとされた。さらに，性的自己決定の侵害に対する請求権（Ansprüchen wegen Verletzung der sexullen Seltbstbestimmung）については，被害者が満21歳になるまで，また，被害が家庭共同体内で生じた場合は，家庭共同体が終了するまで，時効を停止するとの特別な時効停止事由を定めた[60)]。

とりわけ児童の性的虐待事件などにおいては，その当時においては，自己に対してなされた性的行為の意味がわからない，或いは，親や近しい親族が加害者のため，被害を訴えることが困難であるなどの事情が存在することが多く，日本においてもこのような特別な時効停止事由を設ける必要性は高いものと思料するので，今回の民法改正にあたってもこのような時効停止事由を検討すべきである[61)]。

ちなみに，ドイツでは，本年 6 月26日に，故意による生命，身体，健康，自由，性的自己決定の侵害に対する損害賠償請求権の消滅時効期間を，請求権成立の時から30年間とする民法改正案（性的虐待の犠牲者の権利を強化するための法律案）を連邦議会で可決した[62)]。その立法趣旨として，とりわけ児童の性的自己決定の侵害のような場合には，改正前の時効停止事由により被害者が満21歳になるまで，または家庭共同体を離脱するまで時効が停止するにしても，原則的消滅時効期間は，被害者が請求権を根拠づける事実と加害者を知ったとき，ないし重大な過失無くして知る

60） この点の紹介として，松本・前掲注(29)展開302頁以下。ドイツでの議論を検討したものとして，Elke Beduhn, Schadcensersatz wegen sexuellen Kindesmissbrauchs, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2004, S. 361ff.

61） 松本・前掲注(29)展開306頁以下。

62） Das Gesetz zur Stärkung der Rechte von Opfern sexuellen Missbrauchs (StORMG)。BGBl I, Nr. 32, S. 1805 (http://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bibliothek/Gesetzesmaterialien/17_wp/Stormg/bgbl. pdf; jsessionid = 71A4FE60C8C86A901FBE0E77A17283D3.2_cid344?__blob=publicationFile).

べき年の年末から３年のため，成人になってからの権利行使期間としては短すぎるという点にあった。法案審議の時点では，時効期間を30年と長くする代わりに性的自己決定侵害の場合の特別な時効停止規定を廃止すべきか否かも議論されたが，結局，この特別な時効停止規定は維持するものとされた[63]。従って，児童期の性的虐待被害についての損害賠償請求権は，被害者が21歳になってから30年の時効期間が進行することになり，前述のフランスの法制と比べても被害者の権利の保護によりあつい制度となった。

現在，法制審議会で時効法の改革を含めて債権法改正が検討されているが[64]，日本でも吟味すべき問題であろう[65]。

七　おわりに

立法改革の問題とは別に，現行法の解釈としても，児童の性的虐待の特色に即した解釈がなされるべきである。

上述したように，釧路 PTSD 事件の釧路地裁判決は，加害行為が終了

63）　BT-Drs.17/12735.

64）　前述したように法制審議会は，2013年２月26日に民法改正の中間試案を決定し，その後，パブリックコメントにかけられた。この中間試案を解説したものとして，内田貴（法務省経済関係民刑基本法整備本部参与，元東京大学法学部教授）『民法改正のいま　中間試案ガイド』（商事法務，2013）。時効法改革についての私見として，松本・前掲注(29)展開「第３部時効法改革の基本視点と課題」を参照されたい。なお，柳本・前掲注(16)も，子どもの被害の回復との関係で，不法行為に関する時効を再検討すべきことを指摘する（29頁注(29)）。

65）　残念ながら，法制審議会部会では，今のところ，児童の性的虐待の問題についての特別な時効停止事由などの議論をしていない。筆者は，2013年６月17日付けの中間試案に対する個人名のパブリックコメントにおいて，上記のドイツ民法典208条を参照しつつ，「児童の性的虐待事件などにおいては，その当時においては，自己に対してなされた性的行為の意味がわからない，或いは，親や近しい親族が加害者のため，被害を訴えることが困難であるなどの事情が存在することが多く，日本においてもこのような特別な時効停止事由を設ける必要性は高いものと思料するので，今回の民法改正にあたってもこのような時効停止事由を検討すべきである」と指摘した。

した原告が 8 歳の時点で，すでに PTSD 等に発症しており，それから20年以上を経ての提訴なので，原告の不法行為を理由とした損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅したとして，原告の請求を棄却した。そして，最高裁がこれまで認めたような民法158条や160条の法意もこの事案にはあてはまらず，その他，除斥期間の効果を制限しなければ著しく正義・公平に反するような事情も認められないとした。

しかし，本稿の分析をふまえれば，次のように解すべきである。

第一に，20年期間は立法趣旨通りに長期時効と解すべきであって，法改正もなさずに，これを「除斥期間」と解釈し，時の経過の一事による一律の免責を認めるかのような解釈を行うことは無法解釈として許されない。20年期間が時効であれば，被告は裁判前に原告から，原告の両親の前で責任を追及され，加害の事実を大筋認め，賠償金として金員を支払うことも認めているのだから，仮に時効が完成していたとしても，時効完成後の債務の承認をしたことになり，後に時効を援用することは信義則に反し，権利の濫用として許されない。

第二に，20年期間を仮に除斥期間と解するとしても，「不法行為の時」とは，客観的に権利行使可能な程度に損害が顕在化したときと解すべきであり（筑豊じん肺最判2004年参照），本件では，原告がかかえる諸種の症状の原因が被告によって原告になされた児童期の性的虐待にあるとの医師の診断がなされた時と解すべきであり，したがって，20年期間は経過していない。この点につき，釧路地裁判決は，加害行為が終了した時点ですでに PTSD 等に発症していたから，その時が「不法行為の時」であるとする。しかし，原告が提訴しているのは，それから30年近くを経てなお発症している現在の PTSD やうつ病などに対する損害賠償請求（治療費と後遺障害慰謝料，弁護士費用）なのであって，加害行為終了時点の PTSD 等に対する損害賠償を請求しているのではないのだから，釧路地裁判決の判断は失当である。

釧路地裁判決は，「不法行為の時」を損害発生の時とした筑豊じん肺最

判2004年について，損害発生＝事実上発症の時とした判決と曲解し，客観的権利行使可能性を考慮した筑豊じん肺最判2004年のいう，そのように解さないと「被害者にとって著しく酷である」「加害者は長期間経過後に損害賠償請求されることを予期すべき」という起算点論の＜核心＞を見失っている。

第三に，20年期間を除斥期間と解したとしても，被告による除斥期間経過の主張が信義に反し，権利の濫用と判断されるときには，除斥期間の適用ないし効果を制限すべきである。本件では，加害者たる被告が，提訴前に原告から責任を追及されて，自らの損害賠償債務を承認している。時効の場合と同様に，除斥期間経過後に債務の承認をした以上，裁判で除斥期間の経過を主張することは信義に反し，権利の濫用として許されるべきでない。

また，児童であった原告に対して，叔父と子どもである姪という親族間の力関係のある中で被害の告発が心理的に抑圧されていた事例であり，このことは原告の権利行使阻害要因を被告が作出したものとして，この点からも，被告の除斥期間経過の主張は信義に反し，権利の濫用として許されるべきでないと解すべきである。